

京都市教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

第3条第2項中「開建高校開設準備室長、美術工芸高校開設準備室長、北総合支援学校分校開設準備室長」を「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、北総合支援学校中央分校開設準備室長」に改め、同条第11項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第12項中「開建高校開設準備室長、美術工芸高校開設準備室長又は北総合支援学校分校開設準備室長」を「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長又は北総合支援学校中央分校開設準備室長」に改め、「担当課長補佐又は」を削り、同条第13項中「担当課長補佐」を「担当課長」に改め、同条第14項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第16項及び第17項中「担当課長補佐又は」を削る。

別表部長、教育環境整備室長、体育健康教育室長、総合教育センター所長、京都まなびの街生き方探究館事務局長、教育相談総合センター所長、学校歴史博物館事務局長、青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項第5号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表指導部長の項第4号中「並びに」を「及び」に改め、「及び道徳」を削る。

別表課長（教育環境整備室教育環境整備課長、体育健康教育室の保健安全課長等、生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。）、課相当の室の室長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項中「生涯学習部の生涯学習推進課長等」を「生涯学習部の課長」に、「、教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長」を「及び教育相談総合センターふれあいの杜館長」に改め、同項第7号中「京

都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表総務課長の項第1号中「第3項第1号に規定する1級1号給職員」を「別表(10)の項に掲げる者」に改め、同項第2号中「準ずる」を「準じる」に改める。

別表教育環境整備室教育環境整備課長、体育健康教育室の保健安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等の項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表生涯学習部学校地域協働推進課長の項第1号を削り、同項第2号中「学校運営協議会規則」を「京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項第9号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項を削る。

別表総務課の係長（担当課長補佐及び担当係長を含む。）の項中「担当課長補佐及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)